

令和8年度 応急手当普及員再講習について（ご連絡）

○ 応急手当普及員とは・・・

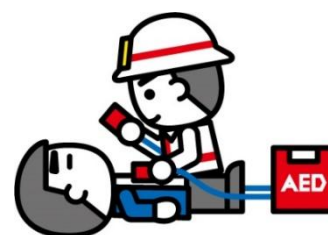
応急手当普及員とは、心肺蘇生法等を推進するために必要な知識と指導技能を有する者として認定された方をいいます。

応急手当普及員に認定されると、ご自身が所属する事業所の従業員や自主防災組織（消防団等）や自治会の構成員等に対し、心肺蘇生法等の指導を行うことができます。なお、有効期間は3年で、更新するためには応急手当普及員再講習を受講する必要があります。



★本年度、応急手当普及員再講習の定期開催はありません。

再講習を希望される方は下記の問い合わせ先にご連絡ください。



<問い合わせ先>

〒841-0037 鳥栖市本町三丁目1488番地1

鳥栖・三養基地区消防事務組合 警防課救急室

電話：0942-83-7995

メール：keibouka@fd-tosumiyaki.jp